

別添3 白井市保育施設運営事業者選定審査基準

●第一次審査

審査区分		評価項目	評価の視点	配点		区分別
1	法人の状況	1 法人の基本理念等	市の推進する施策と合致しているか。	10	/	50
		2 法人の運営実績	教育・保育施設の運営施設数等や、医療的ケア児の受入実績、児童発達支援事業所の運営実績	25		
		3 民営化の実績	教育・保育施設の民営化の実績があるか。（委託、指定管理を除く。）	5		
		4 法人の経営状況	新たな施設を長期に渡って安定的に運営するための経済的な基盤があるか。	10		
2	事業計画	1 応募の動機	市の推進する施策と合致しているか。	10	/	50
		2 事業の実施体制	事業を進めるための体制は適切か。	10		
		3 開園日及び開所時間	開園日及び開所時間の設定の考え方は適切か。	5		
		4 施設長	市の定める基準を満たしているか。	5		
		5 主任保育士又は主幹保育教諭	市の定める基準を満たしているか。	5		
		6 看護師等	配置の考え方は適切か。	5		
		7 事業収支の適切性	新たな施設を長期に渡って安定的に運営するための無理の無い計画であるか。	5		
		8 児童発達支援事業	市の求める事業を実施できるか。	5		
第一次審査合計						100

●第二次審査

審査区分		評価項目	評価の視点	配点	×7名	区分別
1	法人の体制・方針	1 事業実施に当たっての基本的考え方	法人の理念や応募動機が、市の推進する施策に沿ったものであるか。また、事業実施に当たっての連絡調整体制が整っているか。	10	70	175
		2 職員の確保方策	職員の確保のための方策が、具体的かつ現実的な計画となっているか。	5	35	
		3 職員育成の考え方	職員育成の方針及び取組が、具体的かつ現実的な計画となっているか。	5	35	
		4 自己評価及び外部評価	自己評価及び外部評価が実施されているか。また適切な対応がなされているか。	5	35	
2	認定こども園の運営	1 教育・保育の理念及び内容	教育・保育の理念及び内容が、市の施策に沿ったものであるか。	5	35	315
		2 職員配置の方針及び配置計画	職員配置の方針や計画について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		3 特別な支援を要する児童の受入れ	特別な支援を要する児童の受入れ体制について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		4 特別な支援を要する児童及びその保護者への支援	特別な支援を要する児童及び保護者へ支援について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		5 給食及び食育	給食提供及び食育の実施について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		6 安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		7 保護者との連携	保護者との連携について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	35	
		8 保護者の経済的負担	保育料以外の保護者負担について、内容及び金額が妥当なものであるか。	5	35	
		9 引継の方法	保育の引継ぎの方法や、利用児童及び保護者への配慮について、具体的かつ現実的な計画となっているか。	5	35	
3	認定こども園以外の事業	1 子育て支援事業	子育て支援事業の実施計画が、市の施策に沿ったものであるか。	5	35	105
		2 児童発達支援事業	児童発達支援事業の実施計画が、市の施策に沿ったものであるか。	5	35	
		3 認定こども園と児童発達支援事業の連携	認定こども園と児童発達支援事業所の連携について、具体的かつ市の施策に沿った提案であるか。	5	35	
4	独自提案	1 市との連携	移管後の市との連携について、積極的な取組が期待できるか。	5	35	105
		2 地域との連携	移管後の地域との連携について、積極的な取組が期待できるか。	5	35	
		3 その他の独自提案	上記以外の独自提案について評価する。（独自事業の提案や建物の有償譲渡の提案等）	5	35	
第二次審査合計				100	700	

・第一次審査100点 ・第二次審査700点（100点×7名） ・合計（満点）800点

- (1) 第一次審査及び第二次審査の合計得点が最も高い者を運営候補者とし、第2位の者を次点者とする。
 なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、第二次審査の点数の高い者を優先とする。
- (2) 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が461点に満たない者は受注予定者とししない。